

平成29年 第1回

南会津地方環境衛生組合議会
臨時会
会 議 録

南会津地方環境衛生組合議会

平成 29 年第 1 回南会津地方環境衛生組合議会臨時会

議事日程

平成 29 年 1 月 13 日（金曜）午前 10 時 20 分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の氏名
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 報告第 1 号から議案第 3 号を一括上程
（管理者提案理由の説明）
- 日程第 4 報告第 1 号 南会津地方環境衛生組合管理者及び副管理者の互選について
- 日程第 5 議案第 1 号 南会津地方環境衛生組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 議案第 2 号 南会津地方環境衛生組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 議案第 3 号 平成 28 年度南会津地方環境衛生組合一般会計補正予算（第 2 号）

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（12 名）

1 番	丸 山	陽 子	議員	2 番	小 玉	智 和	議員
3 番	齋 藤	邦 夫	議員	4 番	湯 田	良 一	議員
5 番	室 井	亜 男	議員	6 番	高 野	精 一	議員
7 番	鈴 木	好 行	議員	9 番	小 椋	淑 孝	議員
10 番	菅 家	幸 弘	議員	11 番	佐 藤	勤	議員
12 番	鈴 木	征	副議長	13 番	五 十 嵐	司	議長

欠席議員（1 名）

8 番 星 光 久 議員

説明のための出席者

星	學	管	理	者	大	宅	宗	吉	副	管	理	者								
菅	家	三	雄	副	管	理	者													
宍	戸	英	樹	会	計	管	理	者												
渡	部	啓	一	事	務	局	長	近	藤	美	智	夫	事	務	局	次	長			
阿	久	津	正	治	総	務	課	長	阿	部	妙	子	総	務	課	長	補	佐		
書																				記
大	塚	晃	司	財	政	係	副	主	査											

開会 午前10時20分

○五十嵐 司 議長 おはようございます。

都合により欠席届のあった議員は、

8番 星 光 久 君 です。



◎開会の宣告

○五十嵐 司 議長 ただいまから平成29年第1回南会津地方環境衛生組合議会臨時会を開会
します。



◎開議の宣告

○五十嵐 司 議長 これから本日の会議を開きます。



◎議事日程の報告

○五十嵐 司 議長 本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

ここで議長から申し上げます。これから議題となります議案等の審議については会議規則第47条の規定によって、質問の回数が3回と規定されておりますので、簡潔に質問されるよう、ご協力をよろしくお願いいたします。



◎会議録署名議員の指名

○五十嵐 司 議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第86条規定によって、

9番 小 椋 淑 孝 君

10番 菅 家 幸 弘 君 を、指名します。



◎会期の決定

○五十嵐 司 議 長 日程第2、会期の決定について。を議題にします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日限りの1日間にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司 議 長 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決定しました。



◎報告第1号から議案第3号を一括上程

○五十嵐 司 議 長 日程第3、報告第1号から議案第3号まで一括上程します。

本案について管理者より提案理由の説明を求めます。

管理者星學君。

○星 學 管 理 者 それでは、提案理由の説明を申し上げます。

本日ここに、平成29年第1回南会津地方環境衛生組合議会臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様には公私ともに大変ご多忙の中、ご出席を賜りまして誠にありがとうございます。

私は後ほど報告第1号で報告をさせていただきますが、去る12月5日の管理者会におきまして、互選により12月16日から当組合管理者として就任をさせていただきます。組合の運営にあたっては、各施設それぞれが古い施設であることから維持管理には十分注意をしながら施設の整備を図り、組合運営に努める所存でありますので、議員の皆様方のご助言、ご協力をお願いいたします。

それでは、本日提案いたしました議案等につきまして概要をご説明申し上げ

げます。

まず、報告第1号、南会津地方環境衛生組合管理者及び副管理者の互選についてご説明を申し上げます。

本件につきましては、組合同約第9条第2項の規定により、去る12月5日に開催いたしました第3回管理者会におきましてそれぞれ互選されましたので報告するものであります。

次に議案第1号、南会津地方環境衛生組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

本案は地方公務員法及び独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴い、地方公務員法に基づく規定について所要の改正を行い、また、学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴い、勤務に関する規定について所要の改正を行うものであります。

次に、議案第2号、南会津地方環境衛生組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本案は地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴い、地方公務員法に基づく規定について所要の改正を行い、また、福島県人事委員会勧告による平成28年改正に基づき、給料表、勤勉手当支給率について改めるものであります。

次に、議案第3号、平成28年度南会津地方環境衛生組合一般会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

本案は勧告による条例改正に基づく職員の人件費の補正であり、既定の歳入歳出予算の総額はそのままとし、予備費による調整とさせていただくものであります。

まず、第2款、総務管理費では、給料で17,000円追加、職員手当等を266,000円追加、共済費を63,000円追加、負担金補助及び交付金を27,000円追加し、111,456,000円とするものであります。

つづきまして第3款の衛生費は保健衛生総務費では給料で1,000円追加、職員手当等を113,000円追加、共済費を21,000円追加し、66,958,000円とするものであります。清掃総務費では、給料で111,000円追加、職員手当等を694,000円追加、共済費を131,000円追加し、772,239,000円とするものです。

次に、第4款の予備費で、1,444,000円の調整を行い、28,779,000円とし、歳出総額は補正前と変わらず979,965,000円とするものであります。

以上、本臨時会に提出いたしました議案等の概要をご説明申し上げましたが、よろしくご審議を賜りましてご決定くださいますようお願い申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

よろしく願いいたします。

○五十嵐 司議長 これで、提案理由の説明を終わります。



◎報告第1号 南会津地方環境衛生組合管理者及び副管理者の互選について

○五十嵐 司議長 日程第4、報告第1号、南会津地方環境衛生組合管理者及び副管理者の互選について。を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

6番高野精一君。

○6番高野精一議員 この互選について質問したいと思います。

今、管理者の方から12月5日の管理者会議で管理者になりました。という報告を受けました。管理者に対しては新年のお祝いを申し上げたいと思います。おめでとうございます。

それですね。先般、私、管理者が只見の町長の時に分担金のできるだけ拋出の多いところが管理者を継続したらどうだ。ということを確認しましたが、その中で、道路事情の大変今は良くなっているから、その必要は無いのではないかと。という話は答弁の中でありましたけれども、この管理者会議の中において、また、そういう質疑等がなされたことに対する会議の中でそういう内容があったかどうかお聞きしたい。

○五十嵐 司議長 局長。

○渡部啓一事務局長 ただ今の6番議員さんのご質問にお答えいたします。

12月5日の管理者会におきまして、互選についての協議を行った時点で、ただ今6番議員さんからありました内容についても皆さんご承知でありまし

たので、私、事務局の方からもこういった旨があったのですけれども、協議の中に検討を加えたらいかがでしょうか。ということで協議の中でお話を出させていただきました。

その結論といたしましては、管理者の互選というものが、組合の規約で定められているということで、中々、規約を改正するのは時間もかかる。というようなことと、前回の議会の時に答弁いたしました構成町、南会津町、下郷町、只見町いずれの町村長さんに管理者をお願いしても不都合はない。というようなことの結論が出ましたので、一応、管理者会の中でも協議がされたということで、5日の日の管理者会は以上のように決まった次第でございます。

以上でございます。

○五十嵐 司 議長 他に質疑はございませんか。

5 番室井 丞 男 君。

○5 番室井 丞 男 議員 12月の5日に管理者、副管理者が一応決まったということですので、じゃあ、そこで決まったのならば、ここの報告1号の中身をずっと見てみますと、次の通り管理者、副管理者を互選するものとする。ということを出してきて報告をするわけですから、ちょっとこの意味が分からないね。報告するのなら報告する。でいいのだけれど、我々がここで審議をして互選をするのだ。という解釈。この互選というのは、今言われた、規約にあるのだ。ということなのだけれども、ちょっと文章的におかしいのではないか。文章的に。ですから12月の5日に管理者会で決まったのだから、これでいいのだ。だったらば、我々に本当の報告でいいのだけれども、互選をするものとする。我々にも審議をなさい。この辺の意味がちょっと分からない。分かる範囲内で一つよろしくお願いします。

○五十嵐 司 議長 事務局長。

○渡部 啓一 事務局長 5 番議員さんのご質問にお答えいたします。

今回の報告第1号につきましては、この文面、そのまま管理者会に諮ったものでございます。まず、管理者会で、管理者及び副管理者の互選について。ということで管理者会の中で協議された案件でございます。

その内容でこの文面も作成されておりますので、この通り決まりました。

という報告を今回、直近の議会で報告する。というようなものでございますので、それで本日、報告第1号として報告をさせていただくというものでございます。

○五十嵐 司議長 他にございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で報告第1号、南会津地方環境衛生組合管理者及び副管理者の互選についての報告を終わります。



◎議案第1号 南会津地方環境衛生組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

○五十嵐 司議長 日程第5、議案第1号、南会津地方環境衛生組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について。を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎議案第2号 南会津地方環境衛生組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

○五十嵐司議長 日程第6、議案第2号、南会津地方環境衛生組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について。を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

5番室井亜男君。

○5番室井亜男議員 この職員の給与に関する条例は、各町村では12月の定例議会でやって、12月中に支払いをしたと思うのですが、ここの衛生組合の場合には、今日決めて、差額分をこれから支払う。と、こういう風な解釈でよろしいのか。

○五十嵐司議長 事務局長。

○渡部啓一事務局長 ただ今の5番議員さんのご質問にお答えいたします。

議員さんご指摘の通り、本日、ここで議決をいただきまして、その後に直近の支給体制を整えさせていただきまして、その後に職員の4月からの差額分、遡及分を支給する。という流れになっております。

以上であります。

○五十嵐司議長 5番室井亜男君。

○5番室井亜男議員 いままでもそうだったっけか。

各町村の本家本元の役場では12月の定例議会でやって、まあ、臨時議会を開く暇がない。というようなことだとは思いますが、こういうようなものを、専決でできるというようなことはできないのか。例えば、各町村から出ているわけですから、12月の定例議会で一応、各町村でやって、4月から遡って、年内に一応、年内に払おう。差額を。ということなのですが、こういうようなことは専決というもので、報告という、臨時議会で報告というものをやった場合に専決というものでそれを支払うというようなものが、微々たるものですが、出来ないのですか。

まあ、一点お願いします。

○五十嵐 司議長 事務局長。

○渡部啓一事務局長 ただ今の5番議員さんのご質問でございますが、確かに、他の一般条例であれば、専決という方法もございます。ただ、人事院勧告、給与に関する部分につきましては、決まりではないのでございますが、通達関係で、議会の承認を得て、議会の中で十分協議をして、それから決定されるよ。というような通達文がございますので、それに従いまして、議会の協議に諮っていくものでございます。

先ほどの、管理者の互選ともつながりますが、今回、管理者互選によりまして、16日から下郷町長さんの方に交代になりまして、そういった関係で議会を12月中に開く時間がなかった。先ほど5番議員さんのおっしゃった通りでございます、その暇がなかった。ということで、やむなく1月ということで開催をさせていただいた状況でございます、今回のような措置を取らせていただきました。

以上でございます。

○五十嵐 司議長 他に質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第3号 平成28年度南会津地方環境衛生組合一般会計補正予算（第2号）

○五十嵐司議長 日程第7、議案第3号、平成28年度南会津地方環境衛生組合一般会計補正予算（第2号）について。を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

6番高野精一君。

○6番高野精一議員 給料改定で議会が開かれています。今、補正の中で見ていたのですが、燃料がかなり高騰している。そういうことの中において、補正の中で、燃料関係の補正は組まなくても今後大丈夫なのかどうか、お伺いしたい。

○五十嵐司議長 事務局長。

○渡部啓一事務局長 6番議員さんのご質問でございますが、確かに燃料の方、高騰してございます。で、当組合各施設、燃料代というような経費が結構大きく掛かってございます。そこで高騰した分の補正ということでございますが、今、変動、収まらない状況でございます。で、とりあえず2月の定例議会。ここまで持ちこたえられるかどうかの試算はいたしました。で、とりあえず今のところは間に合うというような内容で試算しましたので、今後、また更に値上げ等々あれば、完全に間に合わなくなりますので、その時は2月の定例議会の方に補正予算を提出させていただきたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

○五十嵐司議長 他に質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐司議長 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐司議長 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司 議長 異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決されました。



◎閉会の宣告

○五十嵐 司 議長 以上で本日の議事日程はすべて終了しました。

平成29年第1回南会津地方環境衛生組合議会臨時会を閉会します。ご苦労様でした。

閉会 午前10時40分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員